龍雲寺 永代供養規定

（永代供養の供養規定および永代供養塔使用規定）

第１章　総則（永代供養の基本）

第１条（目的）

本規定は、宗教法人西湖山龍雲寺（以下「当山」という）が行う永代供養について、その供養内容、申込み、管理および埋葬に関する基本事項を定めることを目的とする。

第２条（永代供養の趣旨）

永代供養とは、後継者の有無にかかわらず、当山が責任をもって故人およびその家を継続的に供養することをいう。

第３条（管理者）

永代供養に関する管理および運営は、すべて当山住職（以下「管理者」という）が行う。

第２章　永代供養の申込みおよび供養内容

第４条（申込み資格）

永代供養を申し込むことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

１　先祖代々の墓地がなく、または墓地管理継承者がいない者。

２　将来、無縁墓となることが見込まれる墓を有し、永代供養を希望する者。

３　その他、特別な事情があり、管理者が認めた者。

第５条（信徒資格）

永代供養の申込みにあたっては、檀家であることを要しないが、当山の信徒となり、当山の宗旨宗派に基づく供養を受けることを条件とする。

第６条（申込み手続）

永代供養を希望する者は、「永代供養申込書」に必要事項を記入し、当山に提出しなければならない。

第７条（永代供養料）

１　永代供養を申し込む者は、別に定める永代供養料を納めなければならない。

２　葬儀料および位階料は永代供養料には含まれず、別途納入するものとする。

第８条（永代供養料の不返還）

１　永代供養料のうち、申し込み人数ごとに 20 万円については、永代供養申込者として登録された時点から、当該家に対する日々の供養が開始されるため、申込後に解約があった場合であっても返還しない。

２　前項の金額を納入前に解約する場合には、解約時に当該金額を納入しなければならない。

３　前各項以外の永代供養料については、返還の有無および内容を管理者の判断により定める。

第９条（登録）

永代供養申込者は、「龍雲寺永代供養登録者一覧」に登録され、当該登録日をもって永代供養が開始される。

第１０条（供養内容）

当山は、永代供養登録者に対し、次の供養を行う。

１　年忌にあたる年の供養（第三十三回忌まで）

２　毎年四回（春秋彼岸、盆、正月）の合同供養

３　その他、当山が必要と認める供養

第１１条（生前戒名）

永代供養登録者が生前戒名を希望する場合には、管理者と相談のうえ、生前戒名を受けることができる。この場合、別途位階料を納めなければならない。

第１２条（過去帳）

永代供養登録者が死亡し、当山において供養が行われた場合は、「龍雲寺永代供養過去帳」に記載される。

第３章　埋葬先の選択

第１３条（埋葬先の選択）

永代供養登録者は、次のいずれかの方法により埋葬されるものとする。

１　樹木葬墓地　２　納骨堂　３　瑠璃の光　　４　前三号を使用しない場合における永代供養塔

第１４条（永代供養塔の位置づけ）

樹木葬墓地、納骨堂または瑠璃の光を使用しない永代供養登録者の遺骨は、当山の永代供養塔に埋葬されるものとする。

第４章　永代供養塔使用規定

第１５条（管理運営）

永代供養塔の管理および運営は、当山が行う。

第１６条（納骨および安置）

１　納骨は、希望により七回忌までは納骨室に個別に安置することができる。

２　七回忌法要厳修後は、合祀室に移し安置するものとする。

３　没後に永代供養に申し込んだ場合、納骨後７年を目安に合祀室に移すものとする。

第１７条（法要等の制限）

永代供養塔敷地内および境内地においては、管理者の許可なく、法要、儀式その他の宗教的行為を行ってはならない。

第１８条（埋葬手続）

納骨を行う際には、埋火葬許可証または改葬許可証を必ず当山に提出しなければならない。

第１９条（免責）

天災地変その他の不可抗力、または第三者の行為によって生じた遺骨の損害、滅失、盗難等について、当山は責任を負わない。

第２０条（工作物等の禁止）

永代供養塔敷地内においては、当山の許可なく、樹木の植栽、工作物その他の物件を設置してはならない。

第５章　樹木葬・納骨堂との関係

第２１条（樹木葬墓地・納骨堂との関係）

永代供養登録者が、樹木葬墓地または納骨堂の使用を希望する場合には、別に定めるそれぞれの管理使用規定および規約を十分に理解し、これに従わなければならない。

第６章　雑則

第２２条（規定の運用）

本規定の解釈および運用については、個別の事情に応じて管理者が判断するものとする。

本規定の改定は、改定内容および施行日を当山公式ホームページで事前に告知し、重要な改定については各戸に個別に連絡するものとする。

第２３条（音信不通等の場合の取扱い）

１　永代供養申込者について、死亡の通知が当山に行われていないにもかかわらず、転居、所在不明その他の理由により当山との連絡が取れない状態が継続し、当山が行う書面、電話、電子的手段その他相当と認める方法による連絡に対して、十年間にわたり一切の応答が確認できない場合には、当山は当該永代供養登録を終了させることができる。

２　前項の場合において、当山は、当該登録を無期限に維持する義務を負わないものとし、管理者の判断により、永代供養塔への埋葬その他適切な措置を講じることができる。

第２４条（動物等の埋葬禁止）

本規定に基づき行われる永代供養においては、永代供養塔、樹木葬墓地、納骨堂のいずれの場合においても、人の遺骨以を埋葬してはならない。

犬・猫その他の動物、ならびにそれらの遺骨・遺灰等を埋葬することは、理由のいかんを問わず認めない。

第２５条（解約時に判明した未通知の供養対象者について）

１　永代供養の解約の申し出があった際、本来、当山の永代供養申込者として当山に通知し、当山の宗旨・作法に基づく供養（葬儀等）を行うことが想定されていた者について、当山に対する一切の通知がなされないまま、死亡および葬儀その他これに準ずる供養が行われていた事実が判明した場合には、当山は、当該状況を本規定の趣旨に照らし慎重に確認するものとする。

２　前項の事案が、結果として当山との信頼関係および永代供養の趣旨を著しく損なう状況であると管理者が判断した場合には、解約に伴う通常の手続とは別に、当山の供養および管理に要した事情を踏まえ、相当額の寄付金の納入を求めることがある。寄付金の有無および金額については、個別の事情を十分に考慮したうえで、管理者が判断するものとする。

附　則

本規定は、平成 26 年 5 月 25 日に一部改訂され、同日施行する。　本規定は、令和 8 年 1 月 3 日に改定され、同日施行する。

本規定は、令和 8 年 9 月 7 日に改定され、同日施行する。　本規定は、令和 8 年 9 月 11 日に改定され、同日施行する。